

マイナンバーを用いた新型コロナウイルスのワクチン接種記録の管理に関する質問主意書

提出者 丸山 穂高

マイナンバーを用いた新型コロナウイルスのワクチン接種記録の管理に関する質問主意書

河野太郎行政改革担当大臣は、報道によると、令和三年一月二十五日、新型コロナウイルスのワクチン接種について、マイナンバーと接種券番号、医療機関での接種情報を登録する新たなシステムを構築すると表明した。政府は全国民に接種券を配布するとしている。

右を踏まえ、以下質問する。

一 全国民へのワクチン接種券の配布について

1 マイナンバーを付番されている在留外国人は対象となると聞かざるが事実か。また、ワクチン接種制度が開始した後に入国し、在留カードを新規に所持した場合は対象となるか、詳細を伺いたい。

2 マイナンバーを有しない一部の海外在留邦人及び住民票を職権消除された日本国民は、特別定額給付金を給付対象外とした際の運用と同様、今回のワクチン接種についても対象外か、政府の見解を問う。

また、無戸籍で住民票が未作成の日本国民は特別定額給付金の給付対象となったが、ワクチン接種券の配布についても対象となるか、政府の見解を問う。

3 ワクチン接種の管理について、河野太郎行政改革担当大臣は、報道によると、国が用意する「ワクチ

ン接種円滑化システム」(V-I-S-Y-S)とは別に、ワクチン接種券の番号とマイナンバーを紐付ける新たなシステムを構築すると表明した。国税を投入する両システムは、今後新たな感染症が起きた際も使えるものとして検討しているのか、政府の見解を問う。

二 マイナンバーを付番された海外在留邦人は、令和三年一月十五日に公開された「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」によると、海外で受けたワクチン接種について、既に接種した回数分の臨時接種を受けたものとしてみなすことができるとされる。この際、国内でのワクチン接種に用いる製造企業と、海外で受けたワクチン接種の製造企業が異なる場合、どのワクチンを接種しても一回と数えてよいのか、または国内で承認されたワクチン等の政府が認めたワクチンのみを数えるのか、詳細を伺いたい。さらに、接種間隔は製造企業が異なる場合、どのように判断するのか、政府の見解を問う。

三 一部の外国及び地域では、海外在留邦人についてもワクチン接種対象者となると聞く。外務省はワクチン接種について、「必要に応じて医療機関などにご相談の上、各自の責任において判断いただく」としているが、国外で現在接種が可能な外国及び地域の把握、及び今後接種が可能となる外国及び地域を調査し海外在留邦人へ通知する予定はあるか、詳細を伺いたい。また、日本国内においてマイナンバーを付番さ

れている在留外国人がワクチン接種の対象になることを踏まえ、相互主義の観点から海外在留邦人の安全を確保するために、各国へワクチン接種対象とする要請を行う考えはないか、政府の見解を問う。  
右質問する。